

令和3年5月27日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会運営委員会委員長 谷川 眞司

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

市議委第1号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(オンラインによる委員会の開催)

第15条の2 委員長は、感染症のまん延、自然災害等により委員会の開催場所への委員の参集が困難と認める場合その他必要と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、オンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得てオンラインにより委員会に出席した委員に関する次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、オンラインを活用した委員会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害等により参集が困難な場合その他必要と認める場合に、オンラインによる委員会が開催できるようにするため、条例改正を行いたいので提案する。